

報告第 12 号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成 24 年多可町条例第 36 号）本則第 1 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 12 月 3 日提出

多可町長 吉 田 一 四

専決第9号

損害賠償の額の決定及び和解について

賠償事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

令和元年10月31日専決

多可町長 吉田 一 四

記

事故の区分及び	賠償事故
事故発生年月日	令和元年10月2日
事故発生場所	神戸市北区山田町下谷上字小橋11番
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	金 388,800円 也
事故の概要	出張で車を運転中、信号待ちから発進する際前方の車に 追突した。 (過失割合：町10割：相手方0割)